

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 2 月 22 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 1 号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条の 2） 第 2 章—第 5 章 （略） 附則 第 2 条 （略） <u>（要配慮個人情報）</u> <u>第 2 条の 2 条例第 2 条第 2 号アの実施機関の規則で定める記述等は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第 4 条各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</u> 第 2 章 （略） （開示の実施等） 第12条 （略） （1）・（2） （略） （3）当該個人情報に係る部分をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）により読み取ってできた電磁的記録（ <u>条例第 2 条第 1 号アに規定する電磁的記録をいう。以下同じ。</u> ）をフロッピーディスク（日本工業規格 X 6223に適合する幅90ミリメートルのフレキシブルディスクカートリッジをいう。以下同じ。）、光磁気ディスク（幅90ミリメートルの記憶容量230メガバイトのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量650メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写した	目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章—第 5 章 （略） 附則 第 2 条 （略） 第 2 章 （略） （開示の実施等） 第12条 （略） （1）・（2） （略） （3）当該個人情報に係る部分をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）により読み取ってできた電磁的記録（ <u>条例第 2 条第 5 号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。</u> ）をフロッピーディスク（日本工業規格 X 6223に適合する幅90ミリメートルのフレキシブルディスクカートリッジをいう。以下同じ。）、光磁気ディスク（幅90ミリメートルの記憶容量230メガバイトのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量650メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写した

もの 2 — 11 (略) (意見書等の閲覧等の申出) 第30条 (略) 2 (略) 3 審議会は、前項の規定により閲覧等の 諾否を決定する場合において、当該閲覧 等に係る意見書等に第三者(国、独立行 政法人等(条例第2条第8号に規定する 独立行政法人等をいう。)、地方公共団 体、地方独立行政法人及び第1項の規定 により提出資料閲覧等請求書を提出した もの以外のものをいう。以下同じ。)に 関する情報が記録されているときは、あ らかじめ当該第三者の意見を聴くことが できる。 4 (略) 様式第1号(第3条関係) 別紙のとおり	もの 2 — 11 (略) (意見書等の閲覧等の申出) 第30条 (略) 2 (略) 3 審議会は、前項の規定により閲覧等の 諾否を決定する場合において、当該閲覧 等に係る意見書等に第三者(国、独立行 政法人等(条例第2条第6号に規定する 独立行政法人等をいう。)、地方公共団 体、地方独立行政法人及び第1項の規定 により提出資料閲覧等請求書を提出した もの以外のものをいう。以下同じ。)に 関する情報が記録されているときは、あ らかじめ当該第三者の意見を聴くことが できる。 4 (略) 様式第1号(第3条関係) 別紙のとおり
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

(別紙)

改正後		改正前	
様式第 1 号（第 3 条関係）		様式第 1 号（第 3 条関係）	
個人情報取扱事務登録簿		個人情報取扱事務登録簿	
(略)		(略)	
個人情報 情報の 記録 項目	基 本 的 事 項	要 配 慮 個 人 情 報	思 想 、 信 仰 、 信 条 等
個人情報 情報の 記録 項目	☐ 氏名	☐ 人種・民族	☐ 犯罪の経歴
	☐ 性別	☐ 信条・思想・信仰	☐ 刑事事件に関する手
	☐ 生年月日・年齢	☐ 社会的身分	続
	☐ 住所	☐ 病歴	☐ 少年の保護事件に関
	☐ 電話番号	☐ 心身の機能の障害	する手続
	☐ 本籍・国籍	☐ 健康診断等の結果	☐ 犯罪により害を被っ
	☐ 個人番号	☐ 医師等による指導・	た事実
☐ 個人識別符号	診療・調剤		
☐ 個人識別符号		☐ 上記のほか、社会的差別の原因となるおそ	☐ 思想、信仰、信条その他の心身に関する基
☐ 個人識別符号		れのある個人情報	本的な個人情報
☐ その他の番号		(略)	☐ 思想・信条
		(略)	☐ 信仰
		(略)	☐ 病歴・健康状態
		(略)	☐ 障がい
		(略)	☐ その他
		(略)	☐ 社会的差別の原因となるおそれのある個人
		(略)	情報
		(略)	(略)
		(略)	(略)